

## 平成29年度第3回浦安市子ども・子育て会議議事録

1 開催日時 平成30年2月2日（金） 18：30～20：00

2 開催場所 新庁舎 10階 協働会議室

### 3 出席者

（委員） 大日向会長、新藤委員、男全委員、佐々木委員、吉田委員、松田委員、  
中島委員、谷口委員、金子委員、上内委員、大塚委員

（事務局） こども部 岡本部長、本田次長  
こども課 三代川課長、早川課長補佐、並木室長、  
峯崎係長、山田、鈴木、木戸口  
保育幼稚園課 熊川課長、今野課長補佐、関口係長、野上  
青少年課 高柳課長、石井係長  
東野児童センター 河野所長  
こども家庭支援センター 藤平所長、竹内  
こども発達センター 河林所長

### 4 議事

- 1) 浦安市子ども・子育て支援総合計画（第5章・第6章）の見直し案について
- 2) その他

#### （議事概要）

##### 1. 開会

事務局： 定刻になりましたので平成29年度第3回浦安市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。委員15名のうち11名の委員の出席があり、浦安市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により過半数を超える出席がありましたので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。追加資料として、資料3-1-3子ども・子育て支援総合計画（第5章・地域子ども・子育て支援事業見直し案）及び、資料3-1-4子ども・子育て支援総合計画見直し（第1～4章、第6章見直し案）を新たに配布させていただいております。

なお、このあと、事前に送付させていただきました資料と合わせての説明がありますが、本日お持ちでない方や資料に不足のある方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきますが、その前に情報公開につきましてご案内いたします。この会議は、浦安市情報公開条例第23条、浦安市付属機関等の会議の公開に関する取扱要綱第7条「会議の公開の方法等」により、公開を原則としており、手続きにより傍聴することができます。また、浦安市付属機関等の会議の公開に関する取扱要綱第9条「付属機関の概要の作成および公表等」により、浦安市付属機関の概要として、本会議は公開され、本日の議事録につきましても公表されます。その際は、書き起こしたものを事前に委員の皆様へ送付し、内容を確認していただいたうえでの公表となりますので、よろしく願いいたします。

また、今回も計画見直し業務を委託しております「日本開発構想研究所」の方が同席しております。

議事に入る前に1点ご報告がございます。前回会議では、集計のとりまとめが間に合わず、人口推計のご報告ができませんでした。今回の計画の見直しの量の見込みの算出の元となるデータがまとまりましたので、ご報告します。

#### ～ 事務局 報告 ～

それではこのあと議事に移りますので、会長に進行のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長： それでは、これから議事を進めたいと思います。次第をご覧ください。本日の議事は2つです。まずは議事1「浦安市子ども・子育て支援総合計画第5章、第6章の見直し案」についてです。資料は事務局からご説明いただきまして、そののち質疑応答をお願いしたいと思います。それでは、まず第5章見直し案からお願いします。

## 2. 議事1：浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査の報告について（速報）

事務局： 第5章の説明に入る前に、前回会議では中間報告となっておりました「子ども・子育て支援総合計画見直しに伴う基礎調査」について今回最終集計結果がまとまりましたので、簡単にご報告いたします。また、前回の会議で委員からご質問をいただきまして、まだ回答しきれていないものについても説明させていただきたいと思います。

#### ～ 事務局 報告・説明 ～

事務局： 前回質問のあったものについての説明は以上となります。

これから第5章の見直し案について、ご説明いたします。こちらについては各事業担当よりご説明させていただきます。基本的には計画策定当初の量の見込みと実績が10%乖離している事業につきまして、担当のほうで

見直しの必要性を検討しています。見直しする事業につきましては、計画策定当初に国から示されました、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に沿いまして、今回の基礎調査の結果と先ほど報告させていただきました人口推計から、量の見込みを算出しています。ただ、基礎調査はアンケート調査であるため、需要が高く出たり、回答者がいなかったりという結果になることがあります。その場合は、各事業担当から今までの利用実績等を踏まえ補正を行い、平成 30 年度、31 年度の量の見込みを算出しています。また、今後の整備予定を踏まえ、確保方策を修正している事業もあります。

それではまず、第 5 章の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策の見直しについて、保育幼稚園課から説明させていただきます。

～ 事務局 説明 ～

会長： ありがとうございます。ただいま事務局からご説明いただきました第 5 章の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し案につきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

委員： 3号認定の確保の対策で認定こども園というお話がありましたが、幼保連携型の認定こども園ということでしょうか。浦安市にあるのは、公立だから3歳以降とっていましたが、0～3歳までの間の対策としての認定こども園は、私立か何かでしょうか。

事務局： 今質問がありましたのは公立の幼稚園型認定こども園のことだと思いますが、明海地区に現在私立の幼保連携型認定こども園がございます。こちらとなっております。

委員： 現在1歳8ヶ月の子を子育てしています。確保方策で待機児童を減らすということですが、新しいマンションの建設などによって、その地域で入りたい保育園・幼稚園が変わってくると思いますが、その辺について考慮されていますか。

事務局： 浦安市の場合、市域がそれほど広くはないので、一括区域となっております。例えば新しいマンションが建ったときに、その近くに保育園が建設できればよいのですが、できない場合もあります。また、なるべく近くに建設する方向性で事業所と調整しますが、それも叶わないこともありますので、市全体で保育需要に対する確保方策を考えています。

事務局： 今の説明について補足します。企画政策課で算出している人口推計は、マンションの新規立地等などについても、その分を見込んだ推計になっています。浦安市では、新規開発する事業者には1階に子育てできる施設を造るようお願いをしていますが、事業者側の採算の問題等があるため、強制はできないという状況です。

委員： 1号認定の確保方策において、私立の受入は変わらないので考えてないと思います。そうすると公立幼稚園を拡大することになると思いますが、その辺の説明を詳しくしていただけますか。

事務局： 1号認定の確保方策については、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行し、認定こども園の受入人数の増加を図っていきたいと考えています。

事務局： 3歳児需要が高まっているため、公立の3歳児を受け入れる枠を少しずつ増やしていくと、さらに需要が増えていきます。それを見込んだ数字です。

会長： よろしいでしょうか。それでは続いて、第5章の地域子育て支援事業見直し案につきまして、各事業担当からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

～ 事務局 説明（資料3-1-3） ～

会長： ありがとうございます。事務局からご説明いただきました。ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

委員： ⑧延長保育事業についてです。現在、2歳児の子どもがいるので延長保育を利用することがあり、大抵は仕事の都合で利用することが多いです。国の流れとして働き方改革で残業の削減を掲げていますが、今後の見通しとしてその流れについても考慮していますか。

事務局： ⑧延長保育事業については過去の実績をもとに人口増加率をかけて算出しています。今後、働き方改革も含めて考えていきます。

委員： ⑩放課後児童健全育成事業についてです。確保方策は当初計画に比べて平成30年度の低学年が460人程度増えていますが、どのような方策で行うのでしょうか。

事務局： 確保方策を増やす内容として既設施設の増築、学校の空き教室を活用して行っていく予定です。

委員： ⑧延長保育事業についてです。確保方策の内容に「新たな延長保育時間を設定します」とありますが、どのようなものでしょうか。

事務局： 計画策定時の平成26年度は、新制度移行前だったため、当時は保育標準時間と保育短時間という言葉はありませんでした。現在は保育標準時間、保育短時間それぞれ認定を行い、延長保育時間を設定しています。現在「新たな」という文言がそぐわないものになっていますが、確保方策の内容としては、平成27年度からの5カ年の延長保育事業について、保育時間の設定を主眼において延長保育事業を実施していくということで一貫しているため、このまま表現を残させていただきます。

委員： 来年度から「新たな」というわけではないのですね。

事務局： 現行計画は26年度に策定したものです。その時点で、国は具体的な内容を明示していませんでした。その後保育標準時間と保育短時間という名称が出てきて、それに合うように保育時間の延長を検討していくということになります。改めての変更はありません。

委員： 資料3-1-2の2ページの2号認定の確保方策の内容で「公立幼稚園8園を認定こども園に移行する」というのは、浦安市の公立幼稚園はすべて認定こども園に移行するということでしょうか。また、③一時預かり事業についてですが、新しい保育園が建つ一方で、一時預かりの見直し方策が13箇所から9箇所に減るのは何か理由があるのですか。

事務局： まず、公立幼稚園が全て認定こども園に移行するかというご質問についてです。公立幼稚園は全部で14園あり、中にはすまいるルームという一時預かり事業を行っているため、部屋の確保等が難しい園もあります。そのため、最終的には14箇所中11箇所の設置を考えています。

次に、一時預かり保育の実施箇所数が減っていることについてですが、実績値の11箇所は、公立園で6箇所、市内の私立園5箇所です。平成27年度以降に私立幼稚園が新制度に移行していないため、5箇所を除きました。見直し後は9箇所、31年度は11箇所となっています。

会長： よろしいでしょうか。続いて「第1～4章及び第6章子ども・子育て支援関連事業 見直し案」に移ります。それでは、事務局よりご説明をお願いします。

～ 事務局 説明（資料3-1-4） ～

会長： ありがとうございます。事務局のご説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

委員： 新たに加わった4事業を説明いただきましたが、そのうちの資料3-1-4の67ページ「82. 第3子以降学校給食費減免制度」についてです。平成28年度の実績値や平成31年度の目標数値などは理解できますが、既に実績のある事業について、新たな事業として追加するという事について、説明をお願いします。

事務局： 追加した事業については、来年度から新しく始めるというよりも、計画策定当初になかった事業を、今後計画の目標を実現するために必要な事業として位置づけるという形で追加しています。そのため、来年度からスタートする事業だけでなく、計画策定当初に記載がなかった事業についても、重要な事業については掲載するという事でご理解いただきたいと思います。

委員： 当初計画はなく、事業が展開していく中で平成 29 年度までに実施している事業もあるという理解でよいですか。

事務局： その通りです。

委員： 資料 3-1-4 の 55 ページ「58. 子どもの自由な遊び場の整備」についてですが、こども広場とはうらっこ広場のことですか？

事務局： その通りです。

委員： うらっこ広場は、バスも循環しておりとてもいい場所ですが、まだ市民に浸透していないと思います。がらがらのバスを見て、とてももったいないと感じています。「こどもの広場」ではなく、名前も決まっているので「うらっこ広場」と掲げることで、宣伝も兼ねて地域の人に浸透していけばよいと思います。

事務局： まだ周知は足りませんが、入園者数は年々上昇しています。平成 29 年度は前年比 40%増です。バスは平日の団体利用が増えてきていますが、土日の定期便で伸び悩んでいます。土日も団体利用したいという声が多いため、来年度からそちらのほうに切り替えていこうと考えています。今後も周知を図り利用者を増やしていきます。

委員： 市民が使いやすくなるよう、どのような改革・変更を行うのでしょうか。例えば「一時預かりで仕事を週 3 回しており、9 時～17 時の預かりでは現状窮屈で延長保育もできない。変えて欲しいと思っている。」など、市民が思っていることに対応した内容変更を、どのような段取りで行っているのでしょうか。

事務局： 各事業の詳細な取り扱いについては担当課に委ねる方針です。この計画自体は市全体の子ども・子育て支援に対しての枠組みとして組み立てているもので、一つ一つの事案については各担当課が窓口となっています。この計画には市民のパブリックコメントを反映します。詳細な利用方法は反映できないため、各課対応で行います。詳細につきましては担当課に問い合わせてください。

会長： 他によろしいでしょうか。それでは、最後に「その他」について事務局よりお願いします。

## 5. 議事 4：その他について

事務局： 今後の会議のスケジュールについてですが、今回の委員の皆様からのご意見を反映した素案を作成し、2 月 13 日（月）からパブリックコメントを実施いたします。市民の皆様からのご意見をさらに反映した最終案を作成し、第 4 回会議にご提示させていただきます。第 4 回は年度末差し迫った

時期で申し訳ありませんが、3月23日(金)に開催したいと考えています。詳細は決まり次第ご連絡いたします。

会長： ただいまパブリックコメントと次回日程についてご説明をいただきました。何かご意見がありますか。

委員： 少し視点がずれるかもしれませんが、追加で質問です。今回、国が「子育て安心プラン」ということで待機児童解消に向けて、各町村に子育て安心プランの実行計画策定を薦めています。浦安市は着手されるのでしょうか。また、子ども・若者育成支援推進法を根拠法とした子ども・若者計画を浦安市でも何かイメージがあるのか、また言葉はなくとも会議などを設置するのかその辺りをお答えください。

事務局： 子育て安心プランに基づいて、保育園の整備をしていきたいと考えています。

委員： 子ども・子育て支援総合計画は包括的なものとして、子育て安心プランはそれよりも、もっと緻密な待機児童対策などの計画が必要になっています。子ども・子育て支援総合計画に含まれているとは思いますが、この子ども・子育て会議でも情報提供や問題意識の共有など話題を提供していただけるのか、それとも子育て安心プランは行政の実施計画なので、関係なく議論していくのかを教えてくださいませんか。

事務局： 逐一情報提供等はしていきたいと考えています。

委員： 次回会議で情報提供をしていただかないと、見切り発車した後で事後報告になる恐れがあると考えます。子ども・子育て支援総合計画と子育て安心プランは抱き合わせだと思えます。本来は総合計画の中間見直しと併せて30、31年度、次期計画の計画年度にはなりますが32年度まで、子育て安心プランがかかっているの、その辺を事務方として整理をして、委員にも情報提供していただきたいという要望です。

会長： ありがとうございます。大事な点だと思えますが今回お渡ししたのはあくまでも総合計画中間見直し案の検討ということでご理解いただきたいと思います。その上で国が示している子育て安心プランを、どのような形で繋いでいくかというのは2点目のご指摘と含めて、次回以降の会議で情報提供をお願いできればと思います。

委員： 資料3-1-2の3号認定1、2歳についてですが、見直し後の数字で平成30年度には164人が定員オーバーとなっています。結果的には平成31年度に0人となっており、需要と供給のバランスが取れることになっていますが、この間入りたいけど入れないという164人はどうなるのでしょうか。なかなか施設を造るのは難しいとは承知はしていますが、自力で何かをせざるを得ないのか、市が何かフォローやケアをするのでしょうか。

事務局： 平成 29 年 4 月 1 日の待機児童は 165 名です。解消に向け、認可保育園等の整備を進めていますが、平成 30 年度に関しては整備が追いつかない状況です。現在、待機児童となっている 165 名の方には、市としては認証保育所や簡易保育所に通われている方には通園児補助金を交付したり、一時預かりの充実などを行い、待機児童となっているご家庭に支援しているところです。

会長： 予定のお時間を過ぎてしまいましたが、予定していた議事はこれですべて終了します。委員の皆様にはこれからも引き続きお願いします。次回の会議は 3 月末を予定しています。ありがとうございました。